

# 青森県報

第四千四百四十三号

平成二十八年  
五月六日  
(金曜日)

青森県訓令第十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十八年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

## 目 次

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程……………(地域活力振興課) …… 一

## 告 示

基本測量の実施……………(監理課) …… 二

## 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) …… 二

建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) …… 三

右 同……………(西地域県民局) …… 三

右 同……………(同) …… 三

右 同……………(下地域県民局) …… 三

## 出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可……………(西地域県民局) …… 四

土地改良区の役員の就任及び退任……………(上地域県民局) …… 四

## 訓 令

- (趣旨)
- 第一条 この規程は、青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。
- (事務の委任)
- 第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条の規定により、地域県民局長に、平成二十八年年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱(平成二十八年四月十三日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。
- (委任事務の指示)
- 第三条 地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。
- (委任事務の専決)
- 第四条 地域県民局長の地域連携部長は、第二条の規定により地域県民局長に委任された事務を専決する。
- 2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域県民局長の決裁を受けなければならない。
- 3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならない。

い。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び地域県民局の地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので地域県民局の地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局の地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

### 告 示

青森県告示第三百三十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間

平成二十八年五月九日から平成二十九年三月三十一日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

県庁舎等清掃業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年三月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

東洋建物管理株式会社

青森市橋本一丁目七の三

六 契約金額

二千四百六十八万八千八百円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十八年二月三日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社アクア建築工房

二 代表者の氏名 斉藤 昌司

三 主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ツ橋一九五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第一〇〇三七〇号

五 取消年月日 平成二十八年四月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成功建設

二 氏名 成田 功

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字小泊字浜野一五の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第六一五九号

五 取消年月日 平成二十八年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年三月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社熊谷組

二 代表者の氏名 熊谷 謙三

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一〇八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一五〇八号

五 取消年月日 平成二十八年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 柏村鉄筋工業

- 二 氏名 柏村 和幸
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上二九の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第一七四六一号
- 五 取消年月日 平成二十八年四月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十八年三月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年五月六日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、姉沼土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年五月六日

上北地域県民局長 山 田 裕

区	役員	氏	名	住	所	就任及び退任
						年月日

理 事	根 岸 金 雄	三 沢 市 下 久 保 三 丁 目 一 の 六	平 成 二 八 年 五 月 六 日 就 任
"	金 沢 幸 弘	上 北 郡 六 戸 町 大 字 大 落 瀬 字 金 矢 六 七	"
"	駒 沢 俊 美	三 沢 市 大 字 三 沢 字 猫 又 二 二 の 四 五 七	"
"	沼 田 智	上 北 郡 六 戸 町 大 字 大 落 瀬 字 岡 沼 一 三 〇 の 一	"
"	古 田 武 信	三 沢 市 春 日 台 二 丁 目 一 五 二 の 一 五 一	"
監 事	山 本 孝	上 北 郡 六 戸 町 大 字 大 落 瀬 字 金 沢 二 一 の 二	"
"	山 本 紀 雄	三 沢 市 岡 三 沢 五 丁 目 二 五 の 一	"
理 事	根 岸 金 雄	" 下 久 保 三 丁 目 一 の 六	平 成 二 八 年 五 月 六 日 退 任
"	金 沢 幸 弘	上 北 郡 六 戸 町 大 字 大 落 瀬 字 金 矢 六 七	"
"	駒 沢 俊 美	三 沢 市 大 字 三 沢 字 猫 又 二 二 の 四 五 七	"
"	沼 田 智	上 北 郡 六 戸 町 大 字 大 落 瀬 字 岡 沼 一 三 〇 の 一	"
"	古 田 武 信	三 沢 市 春 日 台 二 丁 目 一 五 二 の 一 五 一	"
監 事	山 本 孝	上 北 郡 六 戸 町 大 字 大 落 瀬 字 金 沢 二 一 の 二	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭